

「SKJポイントカード」利用規定

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が、「センター友の会」の会員に対してサービスとして提供する「SKJポイントカード」（以下、「本カード」という。）について、適正かつ円滑に運営するため必要な事項を定めます。

(本カードの利用)

第2条 本カードを利用しようとする方は、「センター友の会」に入会し、会員登録する必要があります。（以下、会員登録した方を「会員」といいます。）

2 本カードは、会員ご本人のみが利用でき、第三者へ貸与、譲渡することはできません。

(ポイントカードの発行)

第3条 本カードの利用を希望する会員は、センターにその旨申し出て本カードの発行を受けます。

2 センターは、会員から本カード発行の申し出があり、本カードを発行する時は、本カードに会員登録番号、法人名、会員名を記載し、会員ごとに発行します。

3 センターは、「SKJポイントカード発行台帳」（以下、「台帳」という。）により、発行した本カードについて管理します。

(ポイントの付与)

第4条 ポイントが付与されるのは、つぎのいずれかの場合とし、1件の申請ごとにそれぞれポイント数1を付与します。

- ・建築基準法に係る建築確認申請、中間検査申請、完了検査申請のいずれかをした場合。
- ・フラット35適合証明の申請をした場合。
- ・住宅性能評価に係る設計住宅性能評価申請又は建設住宅性能評価申請をした場合。
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の依頼をした場合。
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の依頼をした場合。
- ・すまい給付金・現金取得者向け新築対象住宅証明の申請をした場合。
- ・省エネ住宅ポイント対象住宅証明の申請をした場合。

2 前項による他、次のいずれかの場合に限り、1件の申請ごとにそれぞれポイント数を加算します。

(1) ポイント2を加算する場合

- ・建築確認申請書の作成を（一財）建築行政情報センターの「申プロ」又はそれに準じるソフトで行い、申請データ（入力データ）を各種メディアに出力しセンターに提出した場合。ただし、入力データがエラーなく読み取れた場合に限ります。
- ・建築基準法に係る建築確認申請をした場合で、指摘事項なしで確認済証の交付を受けた場合。

(2) ポイント3を加算する場合。

- ・建築確認申請書の作成をセンター指定の「NICE 確認検査受付システム」で行い、申請データ（入力データ）をセンターに送信した場合。ただし、入力データがエラーなく読み取れた場合に限ります。

3 その他、センターが特に必要と認めた場合、ポイント数を別に定め付与します。

(ポイント付与の方法)

第5条 センターは、ポイントを付与する場合、ご利用時に本カードの提示をいただき、本カードに付与した月日を記載しスタンプ印を押印し付与します。

(本カード不携帯時の対応)

第6条 会員が、ご利用時に本カードを不携帯であった場合でポイント付与する必要がある場合は、センターは別に定める仮カードにポイント数を記載し発行します。

2 仮カードに記載されたポイント数は、後日、提示された本カードに仮カードのポイント数を付与し仮カードは回収します

(旧ポイントカードの取扱い)

第7条 この規定の制定に伴い、今まで取り扱ってきたポイントカード（以下、「旧ポイントカード」という。）のポイント数を保有されている場合の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 所定の手続きを経て「センター友の会」に入会を希望される場合は、新たな本カードに更新します。その場合、旧ポイントカードのポイントを引き継ぐものとし、旧ポイントカードは、新たな本カード発行時に回収させていただきます。

(2) 「センター友の会」に入会を希望されない場合は、旧ポイントカードはその後も有効とし、満了（ポイント数 25）の時点で還元できるものとし、ただし、その後のポイントカードの発行はありません。

(ポイントの還元)

第8条 ポイントを還元できるポイント数（満了となるポイント数）は25 とします。

2 本カードが満了となった会員は、満了となった本カードをセンターに提出してください。5,000円相当のギフト券と交換します。

3 2枚以上の本カードのポイント数を合算して還元を受けることはできません。

4 センターは、満了となった本カードの提出があった場合、台帳に本カードの交換年月日を記載し、満了となった本カードは回収し、新たに本カードを発行します。

(本カードの紛失、盗難、破損)

第9条 本カードを紛失、盗難、破損した場合は、速やかにセンターまでご連絡ください。また、紛失、盗難、破損により会員または第三者に損害が生じて、センターは一切責任を負わないものとします。（累計ポイントは無効となります。）

(規定の追加、変更、廃止等)

第10条 この規定は、会員の事前承諾なく、追加、変更、廃止できるものとします。

2 この規定は、センターが所定の方法により公表することで、追加、変更、廃止できるものとし、会員は、その旨を了承するものとします。

(個人情報の取扱い)

第11条 センターは、本カードの利用により得られた情報は、「センター個人情報保護規程」に基づき適切に取り扱うこととします。

(その他)

第12条 この規定に定めるものの他、必要な事項は別に定めます。

付 則

この規定は、平成27年2月5日 制定し、平成27年4月1日から施行する。